

公衆衛生モニタリング・レポート(2)

食品危機事前対応に関する提言

日本公衆衛生学会公衆衛生モニタリング・レポート委員会

1. 背景

近年、食の安全を脅かす事件が頻発し、国民の食の安全に対する期待が増大している。この分野でも既に、リスクマネジメントを始め、様々な公衆衛生的対策が行われているが、今後のさらなる対策の質的向上に向けて、危機予知から早期対応に向けた総合的でダイナミックなシステム構築が求められる。そのため日本公衆衛生学会モニタリング・レポート委員会では、食品健康危機管理上での事前対応を可能にするプロセスの枠組みを検討してきた。検討の基本的な視点は、健康危機の事前予知は可能か、それを可能にする条件は何かということである。特定の危機の出現予想は非常に困難で、事後対応重視の構造になりやすい。そこで、危機出現に影響する要因とその変化についての情報収集とモニタリングを強化することで、優先度の高い課題を抽出し、危機対応につなげるプロセスを可能にするシステム構築に向けた提言を行う。

2. 目的と趣旨

現実の予兆を客観的に確認して、危機の予知を行うには、どのような条件化で危機が発生するかを知っておく必要がある。そのためには、過去の危機事例を詳細に検討し、危機を引き起こす要因や環境・社会構造を明確にして、エビデンスを高めることが欠かせない。また、法令や行政的管理などの一定の安全システムが稼動していても、それが破綻し危機が現実化することがありうる。したがって、システムの変化について確認するための情報収集も行う必要が出てきた。

また毒入り餃子事件などの意図的脅威や、メラミン混入牛乳問題などは強い不確実性をはらんでいるため、その対応には、不確実性の視点が欠かせない。

い。今後は事前警戒的予防の考え方にそった意思決定のあり方も検討課題であろう。

ハザード出現に影響する要因は数多いが、特に、倫理要因と人的要因に加えて、システムの機能不全に関連するシステム要因と実際のマネジメントに関連する管理要因の強化が望まれる。またフードチェーン内の企業でのコンプライアンスの低下など、安全でない組織行動の予兆把握もポイントである。

危機発生につながる要因の変化を、広範な情報収集の中で早期に確認することで危機予測を行うシステムの確立が必要であり、様々な情報を評価し、未知分野、不確実性、社会システムの脆弱性などを総合的に確認することで、適切な対応が可能になるであろう。さらに、その時代の食生活のありかたを考え、リスクコミュニケーションを重視した対策を進めるべきである。

3. モニタリングシステムに関する提言

1) モニタリング組織の確立

ここで言うモニタリングとは、危機予知のために情報収集を行い、今後の日本で脅威として問題となることが予想されるハザードを点検し、洗い出すことである。モニタリングを継続的に実施し、さらに危機の発生時期、社会的影響、被害の大きさ、経済的問題などを想定した課題の優先度設定や対策を行う組織が求められている。特に、不確実な部分を明確にしつつ、要因の変化の動きを察知し、分析評価していく新組織が必要であろう。

2) モニタリングの構造 (情報収集枠組み)

(1) 一般的食情報モニタリング

食についての社会環境や食の背景、製造・流通・販売などに関する一般情報を包括的に収集し統一的に情報共有する必要がある。食の安全安心のためには、単に製造者の状況に注目し、その意識や責任を問うだけでなく、日本人の食生活様式の変化、食のグローバル化、食生活の商業化、消費活動化、販売様式の変化、生産・製造・流通の効率化、フードチェーンの分業化の問題など、総体としての食の背景についての認識や議論が必要である。なぜなら、現

日本公衆衛生学会モニタリング・レポート委員会の委員は以下の通りである。

原田規章 (委員長)、香山不二雄、川上憲人、小林章雄、佐甲隆*、笠島茂、曾根智史*、津金昌一郎、野津有司、橋本英樹、長谷川敏彦、本橋豊、矢野栄二、實成文彦 (理事長)。*担当委員

代の日本人の食のあり方そのものの中に、危機を招く要因を含んでいるからである。そして、これらの変化を把握しながら、システムの弱点、問題点を察知することが危機の予知には非常に重要である。また社会全般の状況、とりわけ倫理意識のレベルにも注意を払う必要がある。

(2) 全般的食品汚染リスク情報モニタリング

被害に至らない程度の食品汚染の現状と、全般的な食品リスクに関する情報について、学問、行政、IT 情報を含め広い視野で全般的に収集・解析・分析を行い、ハザードの絞り込みや特定を行う必要がある。

まず系統的な学問的レビューを行い現状を確認することが必要である。食品リスクに関する科学的な文献、学会報告、実態調査などの情報を統合してモニタリングしていくシステムを確立しなければならない。公的な情報発信として、すでに、食品安全委員会、厚生労働省食品安全部、農林水産省消費安全局、消費者庁などから情報が提供されているが、これらを統合していくシステムが望まれる。また、各地方自治体（衛生部局、保健所、衛生研究所関連）からの情報を簡便に利用できるシステムを整備することも有用である。この情報には、食中毒に限らず、食品の質に関する住民からの通報、相談、また保健所職員による監視結果、法律違反状況などが含まれ、さまざまな地域での問題発生状況が明らかになり、危機の接近を評価する上で重要である。IT、マスコミからの関連情報については、正確性や信頼性、エビデンス上で問題もあるが、限界を意識しながら迅速性と確実性の点でバランスのとれた情報活用が求められる。

(3) 個別の食品ハザード情報モニタリング

特定のハザードに関連した個別の食品情報収集を行う。ここには、健康被害情報と、フードチェーンからの情報が含まれる。

健康被害情報については、実際の食品による健康問題発生情報を収集し、医学的情報としてまとめていく。具体的健康被害に関する医療機関情報、住民通報、届出などから疫学的知見をまとめ、重症度、深刻度、個人や社会の脆弱性なども判断する。

業界・フードチェーンからの情報、特に個別の食品企業情報を収集する。これは最も決定的であるが把握が難しく、企業秘密の部分もあり公開性に問題がある。具体的には、事業内容、HACCP などの管理・安全性、コンプライアンス、苦情処理についての情報収集などが状況判断に必要だが、きびしい限界もある。内部告発、通報などの非公開情報の評価や処理も今後重要となるが、企業と良い関係性を保

ち、公衆衛生サイドとの連携をうまく保てないと情報共有は困難であろう。さらに各企業単位だけでなく、フードチェーン全体を見た生産・流通、販売情報や消費者情報も大きな鍵となる。

(4) リスク分析評価関連情報モニタリング

個別のハザードについての暴露評価、影響評価などについての既存の知見情報をまとめ、科学的なリスクアセスメントを提供するとともに、その情報を総合的に解釈し、最も優先的に注意・警戒を必要とするハザード・危機予測を行い、対策につなげるシステムが望まれる。

4. 現状での政策開発に関する提言

以上のモニタリング組織が未完成な段階であっても、危機発生前のリスク評価が行えるよう、現状での更なる政策強化が望まれる。

1) 食品汚染リスク情報管理機能強化

食品汚染に関する情報は、実際の危機事象が発生する前に収集し、分析評価し、その対策を整備しておく必要がある。そのためには、以下の事項に考慮する必要がある。

(1) 科学的なリスク評価と監視体制の整備

国のみならず、地方自治体（地方衛生研究所、保健所）、関連学会及び大学等が積極的に関与し、これらを有機的に結んで変化を監視できるリスク評価ネットワーク体制の構築が望まれる。

(2) 業界・フードチェーンからの情報収集方策整備

現状において、食品に関連する業界や流通業界からのリスクや健康被害に関する情報提供は必ずしも十分とはいえない。業界からの自発的な情報提供なくしては、実効ある危機管理体制を構築することは難しく、業界への苦情・相談内容等の適切な情報公開制度、内部通報制度等、情報提供を推進する体制を構築する必要がある。

(3) 保健所、地方衛生研究所の役割の強化

食品安全を推進していく上で、保健所は食品製造業界や飲食店、住民、医療機関との接点に位置し、監視・指導、相談、情報収集・発信、救急医療整備の第一線の機関と言える。また、地方衛生研究所は、微生物や化学物質等の検出、サーベイランス、情報分析等で主導的な役割を果たすことが求められている。財政的・人的にこれらの機関の機能を強化することによって、さらに多くの危機事象の防止が可能になる。

(4) 関係者の相互理解に基づく連携の推進

現状では、食品安全に関わるステークホルダーが十分な連携をもって活動しているとは言い難い。食

品安全委員会，行政機関（厚生労働省，農林水産省，消費者庁，経済産業省，環境省，地方自治体，保健所，地方衛生研究所等），研究機関（医学，公衆衛生学，化学，獣医学，農学等の分野），生産者（事業者，労働者），消費者団体，マスメディア，ネットメディア等関係者間のコミュニケーション（迅速な情報共有と相互理解）を図り，立場の違いを越えた情報共有と対応協議の仕組みが必要である。

2) リスクコミュニケーションの推進

近年，その重要性は認識されてきたが，さらに実効性のある取り組みが必要な分野である。食品安全関係基礎知識の普及啓発，問題となる特定ハザードの詳細な情報共有，安全性の考え方のコミュニケーション，ヘルスリテラシーの向上，対話の場の設定，マスコミュニケーションの活用，消費者の意識・行動変容等，様々な取り組みを推進する必要がある。

3) 人材育成システムと研修プログラムの開発

リスク評価の専門家，リスクマネージャー，リスクコミュニケーション等の人材をそれぞれのレベル

で養成する必要がある。各分野の人材に必要な能力を精査し，適切な内容と規模の人材育成プログラムや実施体制を開発する必要がある。

4) 学際的研究（検討）の推進

個々の食品やリスクの専門家がそれぞれの狭い分野で研究を進めても，政策立案や現場での対応に役に立つ結果は期待しにくい。リスク評価，リスクコミュニケーション，経済学，心理学等幅広い専門家が関与して，学際的研究（検討）を推進すべきである。

5) 日本公衆衛生学会に期待される役割

本学会では今後も，文献的探索，海外情報の迅速な受信や，先駆的リスク評価研究を行うと共に，自治体や業界からの情報の集約・分析を行い，政策立案・評価に積極的に関与していくことが重要と認識している。また，国民やメディア等に対する科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションでの学問的支援が期待されており，その面でも役割を発揮していきたい。